

国費外国人留学生制度について

昭和29年度創設。今日まで世界約160か国・地域から合計約75,000人を超える留学生を受け入れ。

1. 国費外国人留学生の種類 -7つのプログラムで構成-

○大学院レベル

(1).研究留学生 (昭和29年度創設、国費留学生の約8割)

学部卒業以上で、日本の大学院において教育・研究指導を受ける者を対象。
渡日後6か月間の日本語予備教育を受講(相当の日本語能力を有する者、大学が予備教育の必要を認めない者は不要)
後、大学院研究生又は正規課程において専門教育を受ける。
留学期間は原則2年以内又は大学院正規課程の標準修業年限以内。

(2).教員研修留学生 (昭和55年度創設)

海外の初等中等教育機関の現職教員等を対象。日本の教員養成系大学で研修を実施。
渡日後6か月間の日本語予備教育を受講し、その後、大学が提供する1年間の研修プログラムにより教育指導を受ける。
留学期間は予備教育を含めて1年6か月。

(3).ヤング・リーダーズ・プログラム(YLP)留学生 (平成13年度創設)

アジア諸国等の将来の国際的・リーダーとして活躍が期待される若手の行政官等を招へい。日本に対する理解を深めることを通じて、世界各国の行政指導者等の人的・知的ネットワークを創り、我が国を含む諸外国の友好関係の構築、政策立案機能の向上に寄与することが目的。専門分野は行政、地方行政、医療行政、ビジネス、法律の5コース。すべて英語によるプログラム。受入大学より「修士」を授与。留学期間1年間。

○学部レベル

(4).学部留学生 (昭和29年度創設)

大学学部4年制(医歯獣薬は6年)に学ぶ留学生。進学前に日本において1年間の日本語を中心とした予備教育を受講後、大学学部に進学する。留学期間は予備教育を含め原則5年(医歯獣薬は7年)

(5).日本語・日本文化研修留学生 (昭和54年度創設)

自国の大学において、日本語、日本文化に関する分野を選考する学部学生を対象。
大学が提供する1年間の研修プログラムに従って教育指導を受ける。留学期間は1年間。

(6).高等専門学校留学生（昭和57年度創設）

各国における中堅技術者の育成に協力することを目的とし、高等専門学校において教育指導を行う。
1年間の日本語を中心とした予備教育を受講後、高等専門学校の3年次に編入学。留学期間は原則4年間。

(7).専修学校留学生（昭和57年度創設）

生活に密着した技能や専門的技術を習得するため、専修学校において教育指導を行う。
1年間の日本語を中心とした予備教育を受講後、専修学校の専門課程において2年間の教育指導を受ける。
留学期間は原則3年間。

2. 選考方法の種類

○海外から採用する場合

- ① 募集対象国の在外日本大使館等を通じて募集する**大使館推薦**
- ② 我が国の受入れ大学が大学間交流協定等により募集する**大学推薦**
- ③ その他（YLPにおける海外の公的推薦機関からの推薦、日韓理工系（学部）における相手国機関との共同選考によるもの）

○在日の私費留学生の中から国費外国人留学生に採用する**国内採用**

区 分		海外からの採用			国内採用
		大使館推薦	大学推薦	その他	
大学院	研究留学生	○	○	×	○（正規課程）
	教員研修留学生	○	×	×	×
	ヤング・リーダーズ・プログラム（YLP）留学生	×	×	○	×
学部	学部留学生	○	×	△	○（最終年次）
	日本語・日本文化研修留学生	○	○	×	×
高等専門学校留学生		○	×	×	×
専修学校留学生		○	×	×	×

（○印は、募集・選考を実施しているもの。×は募集・選考を実施していないもの。）

（学部留学生の△は、日韓共同理工系学部学生事業に限り相手国機関と日本政府とで共同選考しているもの。）

3. 大使館推薦による募集・選考の過程

区分	渡 日 前						在 日 中										
時期	3月	5～7月	10月	翌2月 (～7月)	翌3月 (9月)	翌4月 (10月)											
過程	募 集	→	第 一 次 選 考	→	第 二 次 選 考	→	採 用 通 知	→	入 国 手 続 き	→	渡 日	→	日 本 語 教 育	→	専 門 教 育		
担当 機 関	外務省(在外日本公館) 当該国政府・大学等	推薦	外務省(在外日本公館) <small>(国により当該国 が予備選考実施)</small>	→	文部科学省 大学等と受入れ協議	→	文部科学省	→	外務省(在外日本公館)	→	文部科学省	→	外務省(在外日本公館)	→	指定日本語教育施設	→	大学等受入れ機関
内容 等			面 接 試 験 筆 記 試 験 書 類 審 査		書 類 選 考 に よ る 選 考 委 員 会		航 空 券 送 付		入 国 査 証 取 得								

上記は、研究留学生、学部留学生、高等専門学校留学生、専修学校留学生の例(時期()は10月渡日の場合)

在外公館による一次選考の概要

1. 選考委員会の設置

在外公館関係者、学識経験者等により構成、一次選考(書類、筆記及び面接)の実施

2. 1次選考の実施

(1) 書類選考

・応募資格、最終出身大学(学校)等の学業成績、研究計画の適正性の確認及び卒業大学等からの推薦状等の精査

(2) 筆記試験

・各プログラム毎の筆記試験の実施、採点

(3) 面接試験

・志望動機、学習意志、協調性等の直接面接による人物考査

国費外国人留学生の第1次選考筆記試験(大使館推薦)

制 度	科 目		満点	制限時間	受験対象者	試験のレベル
学部留学生	日 本 語		100点	1時間	全ての応募者	日本語能力試験の2～3級程度
	英 語		100点	1時間		大学進学レベル
	数学	A文系	100点	1時間	文科系志願者	
		B理系	100点	1時間	理科系志願者	
	理科	物理	100点	1時間	理科系志願者のうち、専攻に関連のある2科目を選択	
		化学	100点	1時間		
生物		100点	1時間			
研究留学生	日 本 語※1		100点	1時間	全ての応募者	学部と同一の試験問題
	英 語		100点	1時間		
教員研修留学生	日 本 語		100点	1時間	全ての応募者	前年度の学部と同一の試験問題
	英 語		100点	1時間		
日本語・日本文化研修留学生	日本語	I	30点	2時間	全ての応募者	日本語能力試験の1～2級程度
		II	34点			
		III	16点			
		IV	20点			
		合計	100点			
専修学校留学生	日 本 語		100点	1時間	全ての応募者	日本語能力試験の2～3級程度
	英 語		100点	1時間		高校卒業程度
	数 学		100点	1時間		
高等専門学校留学生	日 本 語		100点	1時間	全ての応募者	日本語能力試験の2～3級程度
	英 語		100点	1時間		高校卒業程度
	数 学		100点	1時間		大学進学レベル
	物 理	100点	1時間	専攻に関連のあるどちらか1科目を選択		
	化 学	100点	1時間			

※1. 日本語試験は、あくまでも日本語でのコミュニケーション能力を確認するためのものであり、日本語能力不足の応募者には英語が一定の基準を満たせば足りるものとしている。

4. 各プログラムの待遇等

(平成20年度予算)

区 分	研究留学生	教員研修留学生	学部留学生	日本語・日本文化研修留学生	高等専門学校留学生	専修学校留学生	ヤング・リーダーズ・プログラム(YLP)留学生
創 設 年 度	昭和29年度	昭和55年度	昭和29年度	昭和54年度	昭和57年度	昭和57年度	平成13年度
レ ベ ル	大学院レベル		学部レベル				大学院レベル
資 格	大学(学部)卒業以上の者	大学(学部)卒業以上程度の者	高等学校卒業程度の者	大学(学部)に在学中の者	高等学校卒業程度の者	高等学校卒業程度の者	大学(学部)卒業以上の者
年 齢 制 限 (採 用 時)	35歳未満		17歳以上 22歳未満	18歳以上 30歳未満	17歳以上 22歳未満	17歳以上 22歳未満	行政、地方行政、医療行政、法律は原則40歳未満 ビジネスは原則35歳未満
期 間	日本語教育を含め2年以内	日本語教育を含め1年6か月以内	日本語教育を含め5年(医・歯・獣・薬(6年制)は7年)	1学年間	日本語教育を含め4年(商船学4年6か月)	日本語教育を含め3年	1年
日本語予備教育	半年(北海道大学等54大学) 日本語能力の十分な者は直接入学		1年(東京外国語大学、大阪大学)	なし	1年(JASSO東京日本語教育センター)	1年(文化外国語専門学校、JASSO大阪日本語教育センター)	なし
専 門 教 育	大学院で専門分野を専攻	教員養成学部で特別研修	学部教育	日本語又は日本事情の特別研修	高専3年次に編入学	専修学校専門課程教育	大学院修士課程
募集対象国・地 域	世界各国 (168か国・地域)	開発途上国等 (64か国)	開発途上国等 (100か国・地域)	世界各国 (74か国・地域)	開発途上国等 (40か国・地域)	開発途上国等 (49か国・地域)	開発途上国等 (27か国)
新規受入人数 (延長採用含む)	4, 130人	155人	478人	340人	90人	110人	70人
奨 学 金	月額170,000円 (渡日後13月以降は160,000円)		月額134,000円 (渡日後25月以降は126,000円)				月額258,000円
授 業 料	国立大学法人及び高専機構は不徴収、公私立は文部科学省負担※						
渡 航 旅 費 等	往復渡航運賃(航空券)支給、医療費補助(JASSO事業)については予算の範囲内で支給						

※大学推薦により採用された者の授業料は、大学負担となる。

5. 採用実績等

(1) プログラム別国費外国人留学生数

(平成19年5月1日現在)

プログラム	留学生数(%)
研究留学生	7,715(77.0%)
教員研修留学生	154(1.5%)
ヤング・リーダーズ・プログラム(YLP)留学生	65(0.6%)
学部留学生	1,125(11.2%)
日本語・日本文化研修留学生	404(4.0%)
高等専門学校留学生	318(3.2%)
専修学校留学生	239(2.4%)
合計	10,020(100%)

(2) 出身国別国費外国人留学生数

(平成19年5月1日現在)

国・地域名	留学生数(%)
中国	1,750(17.5%)
韓国	976(9.7%)
インドネシア	666(6.6%)
タイ	576(5.7%)
ベトナム	546(5.4%)
バングラデシュ	486(4.9%)
フィリピン	288(2.9%)
モンゴル	286(2.9%)
マレーシア	254(2.5%)
インド	216(2.2%)
その他	3,976(39.7%)
合計	10,020(100%)

(3)プログラム別新規採用状況(平成19年度実績)

区 分	新規採用者数	
研究留学生 (2,300人)	大使館推薦	974
	大学推薦	922
	国内採用	404
学部留学生 (284人)	大使館推薦	140
	国内採用	144
日本語・日本文化研 修留学生(310人)	大使館推薦	200
	大学推薦	110
教員研修留学生	大使館推薦	140
高等専門学校留学生	大使館推薦	81
専修学校留学生	大使館推薦	81
日韓共同理工系学部留学生		100
ヤング・リーダーズ・プログラム(YLP)留学生		66
合 計		3,362

左の推薦形態別の計

区 分	新規採用者数(%)
大使館推薦	1,616(48.0%)
大学推薦	1,032(30.7%)
国内採用	548(16.3%)
その他(日韓・YLP)	166(4.9%)
合計	3,362(100%)

国費外国人留学生制度における最近の改善点

○国費留学生制度に関する指摘・提言等

「新たな留学生制度の展開について～留学生交流の拡大と質の向上を目指して～(平成15年12月16日中央教育審議会答申)」より

P16

4. 具体的な施策の展開

(3) 渡日前から帰国後に至る体系的な留学生受入れ支援体制の充実 (国費外国人留学生制度の在り方と今後の方向)

国費外国人留学生制度については、引き続き留学生全体に対し一定割合を確保するとともに、制度の根幹は維持しつつ、必要な見直しを行うべきである。

国費外国人留学生の採用方法は、大使館推薦、大学推薦、国内採用の3種類があり、研究留学生については、その採用人数比は、およそ5:4:1となっている。大使館推薦については、外交政策上の配慮や発展途上国における人材育成の観点等も勘案しつつ、国別の均衡に配慮した受入れが可能である一方、大学推薦については、各大学の大学間交流協定等に基づくものであり、各大学の主体的な留学生交流を促進し、大学の国際競争力の強化を図るものである。また、国内採用については、特に優秀な私費留学生を支援する機能を果たしている。

これら3種類の採用方法については、それぞれの特徴を持ち、役割を果たしてきたところであるが、今後は留学生の質の確保という観点を踏まえつつ、適切な役割について検討すべきである。その際には、国費留学生制度の種類に適した採用方法についても考慮すべきである。

また、国費留学生への応募はだれにでも開かれた平等なものであるべきであるとともに、大学等への配置については留学生自身の希望が出来る限り反映されることが望まれることから、募集・選考・配置の過程の透明化をいっそう図るべきである。

さらに、優秀な留学生に対し国内採用による国費留学生への途を確保する一方で、各学年末などに留学生の成績の評価を行い、成績不良等の場合には、以後の奨学金の給付を打ち切るなど、成績管理を適切に行うべきである。

...

「大使館推薦研究留学生の選考手続きの改善方策(平成17年1月28日「国費留学生に関する研究会」提言)」より

国費留学生に関する研究会：大使館推薦による研究留学生に関する受入れ大学等から問題視されてきた点について、大使館推薦制度の改善等を検討する目的で平成16年5月に発足。当年12月までの5回の会合を実施し、その間、大使館推薦の主要な受入れ大学(国私16大学)へのアンケート、在外日本大使館勤務経験者へのヒアリングを実施し「選考手続きの改善方策(まとめ)」としてまとめた。文部科学省、外務省、有識者4名の計6名で構成。

1. 在外公館における募集 各国の国内事情も考慮しつつ、原則として国費留学生の募集は、多様な媒体を活用し、幅広く行うべき。
2. 在外公館における選考 二国間関係の増進への貢献可能性等、外交上の観点も加味しつつ、人物選考をより重視するとともに、選考基準の透明化を図ることが必要。
3. 大学への配置 第一次選考の合格者には、第一次選考合格証明書を発行し、第一次合格者は、大学からの入学許可を得るために大学の指示に応じ、必要な書類等を追加提出する。

○国費留学生制度に関する主な改善点

1. 大使館推薦

①第1次選考における選考基準の明確化

在外公館に対し第1次選考に関するガイドラインを示し、①語学能力を含む基礎学力(学業成績)、②二国家関係の増進、外交上の観点なども加味した総合的な人物選考を実施するため、選考委員会の設置を徹底させるとともに、出身大学での成績が10段階評価で7段階以上、筆記試験が基準点以上をクリアするなど選考基準の明確化を実施。(平成18年度渡日者から実施)

②留学希望者と大学両者のニーズを満たす採用

大学に対し受け入れ内諾を依頼できる者は、大使館により授与された第1次選考合格証明書の添付を必要するよう改め、これにより、大学側は、第1次選考に合格した優秀な学生とのコンタクトに専念できるとともに、大学側も教員個人としてではなく組織(所属長名で)内諾することとした。(平成18年度渡日者から実施)

なお、地域的に受入内諾書を得難い留学生については、引き続き文部科学省が大学と協議し、配置大学を決定するところ。

③戦略機動枠の設置

大使館推薦の役割を活かし、これまでの採用の中から①対話や協力等を強化すべき地域との人物交流を通じた外交関係強化、②人材育成への協力要請があり外交関係及び友好親善の増進に有効な手段であると考えられる相手国に対する機動的な採用が図れるよう一定枠を準備(平成20年度から実施)

2. 大学推薦

①国費外国人留学生を優先的に配置する「特別プログラム」の実施

各大学における留学生受入れが促進され①諸外国との相互理解の増進と人的ネットワークの形成、②我が国の大学等の国際化、国際競争力の強化、③国際社会に対する知的貢献の増進を図ることを目的に、国際的に魅力のある留学生受入れプログラムを実施する大学に対し、当該プログラムにより受入れる留学生の一部を国費外国人留学生として優先的に採用する。

平成18年度から開始し、現在43大学98プログラム。

②アジア人財資金構想による国費外国人留学生の配置

経済産業省との連携により、我が国企業に就職意志のある、能力・意志の高いアジア等の留学生に対して、企業ニーズに即した各種プログラムを提供するとともに、参加留学生を国費外国人留学生制度に基づき支援し、もってアジア等の諸外国とのネットワーク形成、我が国の大学・企業のグローバル化、我が国の産業競争力強化を図る。平成19年度から開始14大学12プログラム。

3. 成績管理

①学業成績不振者に対する奨学金支給停止の厳格な取扱いを通知(平成20年度から実施)

②進学に伴う奨学金支給期間延長について学業成績が基準値以下の者等推薦基準に合致しない者のへの厳格な取扱いを通知(平成19年度から実施)